

# 3

[報告 | report]

## 日本における民間資料の現状とこれからの課題<sup>[1]</sup>

Private Archives in Japanese Communities : Past, Present, and Future Challenges

青木祐一 | Yuichi Aoki

### 1 ―― はじめに：本報告の目的

本報告では、日本の被支配身分の人々が残した記録である民間資料(private archives)が、どうやって現在まで伝わり、未来へ残すためにどのような努力がされているのかを紹介する。民間資料は、現在の日本では公的な保護の対象外にある。これらをどのように後世に伝えていったら良いのか?これが本報告の目的である。

本報告では、以下の4点について述べたい。

- ①日本の共同体や民間社会における文書の作成・保存
- ②民間資料の保存の歴史と地方アーカイブズの現状
- ③民間資料の調査・保存に関する最近の新たな取り組み
- ④これから民間資料を保存・活用していくための道筋

### 2 ―― 背景：江戸時代の文書の作成・保存

江戸時代(17世紀-19世紀後半)の日本の特質のひとつとして、爆発的に文書量が増加したことが挙げられる。その理由として、以下の3点が指摘されている<sup>[2]</sup>。

- ①官僚制的な統治機構が整備され、文書による執務が行われたこと
- ②文書による被支配身分の統治が行われたこと
- ③経済活動の活発化に伴って文書が増加したこと

江戸時代の幕藩制国家は、被支配身分の共同体(村と町)を通じて人民を支配した。これらの共同体は全国に数万あったといわれる。国家から共同体へは文書によって法律や命令が伝えられ、共同体の側も文書によって回答や請願を行った。租税の徴収も文書に基づいて行われた。したがって、国家だけでなく、被支配身分の側も文書を作成し、支配者側と意思疎通を行った。文書は支配者側からすれば統治の手段であり、被支配者側からすれば自らの地位や権利を主張し、保証する源泉であった。つまり、「文書による支配」と「文書による保証」の双方が確立していたのである。

共同体が作成し、保存した文書の内容は、①支配と徴税に関わるもの、②共同体の権利に関わるもの、③共同体の運営に関わるもの、に大別される。これらの被支配身分の文書は、国家の設ける役所とは別に、共同体の役人の家に保管される場合と、共同体の共有施設に保管される場合があった。以下に2つの事例を紹介する。

ある村では、村役人が自分の家で文書を作成・保管し、役人が交代する際に文書を引き渡す方式をとっていた。しかし、管理する文書量が増えたため、1813年に村共有の書庫をつくり、当面使われなくなった文書を保存した。村人たちは村の文書をとても大切なものと考え、その書庫を「宝の蔵」と呼んでいた[3]。

またある都市では、町人の代表者が交代で行政を行っていたが、その執務場所に1757年に書庫をつくり、当面使わない文書を保存した。これらの文書は都市行政上の重要な情報であり、国家に請願をする際の証拠書類としても用いられた[4]。つまり、文書は共同体の機能を維持し、権利を守るものとして認識されていたのである。

このように江戸時代には、共同体ごとに文書が作成され、保存されていた。どちらの事例でも、文書は内容や使用頻度によって分類され、管理のための文書目録が作成された上で、年に一度は点検作業が行われていた。

また、経済活動が活発になると、商人が契約文書や取引の文書を作成するようになった。江戸時代は、個人が記録を残す文化が庶民にまで浸透した時代と言える。以上のように江戸時代の日本では、被支配身分の作成・授受した文書や記録が、共同体や個人の家などの民間社会(共同体)に大量に残されたのである。

### 3 — 民間資料の保存の歴史と 地方アーカイブズの現状

明治維新(1868年)後、ほとんどの文書は公的な組織に引き継がれることなく、そのまま共同体や個人の家に残された。これらの文書は、「古文書」や「私文書」(old records/personal papers)として、政府が作成・管理する公文書(public records)とは区別された。共同体や個人の家に残された多くの文書は、廃棄・散逸の危機にさらされ続けた。特に第二次世界大戦時の空襲に伴う文書の焼失被害は、一説には250万点にのぼると試算もある。また、敗戦(1945年)後の社会的混乱や1970年代の高度経済成長といった社会変動に伴い、数知れない文書が歴史的な資料としての価値を見いだされないまま廃棄されていった。

これら民間資料の価値が見直されたのは敗戦後のことである。1940年代後半には国の事業として民間資料の所在調査が行われ、その結果として、1951年に国立の「史料館」が設立された。しかし、これだけでは日本中に散在する民間

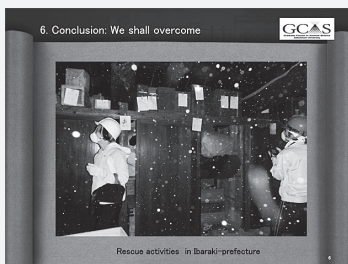
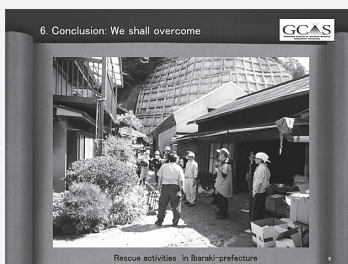
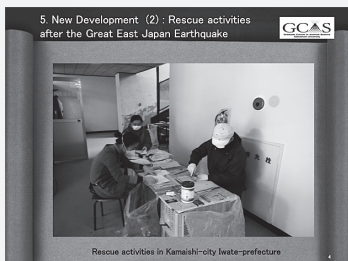
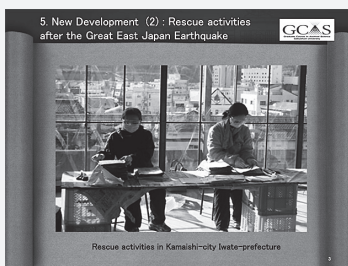
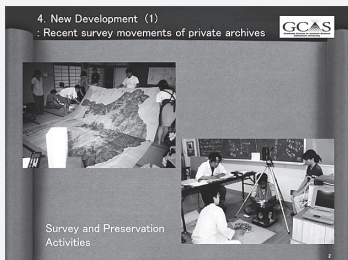
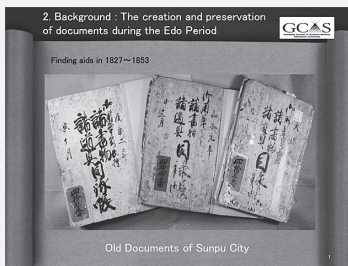


資料をカバーするにはとうてい不十分な体制であった。

一方、地方では1959年の山口県立文書館を最初として、地方のアーカイブズ機関が設立されるようになった。また、各地で実施された自治体の歴史編さん事業も、民間資料の調査を促進する大きな原動力となった。しかしその反面、こうした自治体の歴史編さん事業が、地方アーカイブズの設立や民間資料の保存体制を確立する方向には必ずしも結びついてはいかなかったのである。

現在日本の地方アーカイブズは、県レベルで32(47都道府県中)、市町村レベルでは28(1,742自治体中)しかない(2012年9月現在)。日本におけるアーカイブズ機関は、数も少なく、その法的位置づけの脆弱さから、活動人員や予算を非常に制限されている。また、収蔵施設はどれも余裕がなく、多くは新規に資料を受け入れることができない状態にある。

したがって、多くの民間資料が現在でも共同体や個人の家に残されたままであり、公的な保護を十分に受けられない状況にある。こうした状況の下、これまで歴史研究者を中心とするグループが、民間資料の散逸を防ぐために、調査・保存活動を地道に行ってきた。しかし、その活動の道のりは多くの困難を伴うものであった。



#### 4 — 新たな展開1： 近年の民間資料の調査活動

近年、大学や研究者、市民や自治体が連携する形で、民間資料の調査・保存活動を行う事例が全国各地で発生している。以下に報告者が参加した2つの活動の事例を紹介する。

ひとつめの事例は、愛媛県宇和島市で行われているものである。宇和島市は四国の南西部に位置する海辺の町であり、文書が保存されている地区は漁村である。この村の役人であった家の文書を、大学のゼミと研究者らが共同で調査・整理し、その活動を地元の人々が支援する形で、20年以上も継続してきた[5]。文書の内容は、江戸時代の漁村文書、明治以降の村長文書、地主・網元の経営文書、家族に関する個人的な文書と多岐に亘る。こうした1万数千点にのぼる文書を、年に数回行う活動によって整理してきた。その成果として、文書は地域の公民館で保存され、現在は市の文化財となっている。

もうひとつの事例は、ここに居られる安藤正人教授を中心として続けられてきた熊本県天草市における活動である[6]。こちらの場合は、市内に残された様々な文書を調査・整理する形をとっている。文書の内容は、村役人や大地主、交易で財を成した豪商の文書など多彩である。市内に大学や研究機関をもたず、アーカイブズの専門家がいな地域で、東京をはじめとする全国各地から研究者や専門家が集まり、民間資料の調査と保存に当たっている。こちらもトータルで20年以上継続している活動である。当初は研究者の有志による活動であったものが、現在では市立天草アーカイブズの事業の一環として位置づけられている。

これらの調査では、アーカイブズ学的な調査手法が採用されている。また、「資料の現地保存」の原則をとり、研究者のための調査活動ではなく「地域のための調査活動」という理念が唱われている。つまり、最近の活動の特徴は、研究者が自らの研究ために行う調査ではなく、地域で資料を適切に保存してもらうという目的をもった、啓発的な活動という点にある。これらの活動によって、所蔵者や地域の人々に民間資料の大切さを認識してもらい、自分たちで資料を守り、次世代へ伝える意識を育てようという意図が込められているのである。

一方で、これら民間レベルでの活動と公的機関との連携が必ずしもうまくいっているとは限らない。例えば、これらの活

動に公的な資金が投入されることはまれであり、多くはボランティア的活動を強いられている。また、活動の成果として、民間資料が地方のアーカイブズ機関に受け入れられる機会もほとんどない。その点で、日本の民間資料は常に危機に瀕しているのであり、それを支えているのが、学生や研究者、地域の人々などの、「熱意ある市民」なのである。

## 5 ——— 新たな展開 2:

### 東日本大震災における資料救出活動

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災では多くの建物が倒壊し、歴史的な資料もその下敷きとなった。これらの資料を救出する活動をきっかけとして、恒常的に歴史資料の被災にそなえる民間組織、「歴史資料ネットワーク」が神戸の大学を中心に設立された。また、その後に発生した地震や水害などをきっかけとして、いくつかの県で歴史資料の被災に備える民間組織が設立された。2011年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、これら各地の民間組織が公的機関や他のボランティアを巻き込む形で歴史資料の救出活動を行い、大きな成果を上げている。

今回の震災で最も大きな被害をもたらしたのは津波である。津波によって多くの犠牲者を出したと共に、歴史資料や文化財の多くが流失、浸水した。しかし、被災資料は津波で直接流失・浸水したものだけではない。倒壊した建物に保管されていたもの、震災の影響で取り壊される建物から搬出しなければならないものまでもが含まれる。報告者自身は、岩手県で津波で浸水した文書の搬出・乾燥作業と、茨城県で取り壊される建物から文書運び出して整理する作業の2つに参加している<sup>[7]</sup>。

日本では現在、二度の大震災の経験を踏まえ、すでに次の災害へ備えるネットワーク作りが始まっている。また、震災の経験と記憶を、証言や記録の形で残すところも始められている。今回の震災で、「歴史資料ネットワーク」のような民間組織の存在が欠かせないことが明らかとなった。その一方、これら民間組織の活動と公的機関との連携体制をどのように築いていくのか、救出した資料を今後どこでどうやって保存していくのか、といった大きな課題を抱えている。

## 6 ——— おわりに：問題克服のために

日本に歴史的な資料を広く保護するための基本的な法

律は存在しない。2010年によく制定された「公文書管理法」(Public Records Management Act)の対象は、あくまでも「公文書」に限定され、民間資料はまったく法律の保護の対象外である。したがって、民間資料の保存については、法律や制度ではなく、「善意」や「熱意」に頼っているというのが現状である。

アーカイブズの機能には、組織記録としての公文書だけではなく、市民の生活記録としての民間資料を収集・保存するという役割がある。その際にポイントとなるのは、資料を守り、次世代へ伝えていく人材をどのように育てていくのかという問題である。

克服すべき課題は、人員、保存方法や保存場所、資料へのアクセスの問題など多くあるが、最大の問題は活動を担う人材と資料を保存する場所の確保である。民間資料の保存は、公的機関と研究者、地域の人々が一体となって進めていくべき問題である。そのためには、資料を守り続ける意識をもった市民を育てていく必要がある。そして、資料保存に目覚めた「熱意ある市民」が、その必要性を積極的に行政へ働きかけていかなければならないのである。

1 ——— 本稿は、2012年12月14日にベトナム国立大学ハノイ校で開催された国際シンポジウム“Managing and Strengthening the Quality of Community Generated Archives”における報告である。当日英語で発表したものを日本語に翻訳した。

2 ——— 大藤修「近世文書論序説(上):近世文書の特質とその歴史的背景についての素描」、『史料館研究紀要』第22号、1991年、24-39頁

3 ——— 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について:信州高島領乙事村の事例から」、『記録と史料』2号、1991年、52-65頁

4 ——— 青木祐一「近世都市における文書管理について:「駿府町会所文書」を中心に」、『千葉史学』第39号、2001年、8-25頁

5 ——— 田中家文書調査会(代表:菅原憲二・千葉大学教授)による活動。安藤正人「草の根文書館の思想」、岩田書院、1998年、43-51頁、ほか。

6 ——— 天草史料調査会(代表:安藤正人・国文学研究資料館教授、当時)による活動。現在は、天草市立天草アーカイブズの夏期史料調査事業として位置付けられている。

7 ——— 岩手県釜石市役所津波被災行政文書復旧作業(代表:青木睦・国文学研究資料館准教授)および、茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク準備会(茨城史料ネット)の活動。